

令和6年度「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」に係る利子補給対象金融機関の
公募について

令和6年2月26日
経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部ガス市場整備室

「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」に係る利子補給対象金融機関を公募します。
なお、この公募は、令和6年度予算の成立等を前提に募集の手続きを行うものです。

1. 事業内容

ガス事業者が天然ガスを受け入れるために必要な天然ガス受入基地設備、天然ガス輸送設備や、ガス事業者が天然ガスを供給するために必要な天然ガス出荷基地設備、天然ガス輸送設備等に対して民間金融機関が長期に固定金利での融資を行う場合、金融機関に対して予算の範囲内において利子補給金を交付する事業です。

2. 応募資格

次の（１）から（６）までの全ての条件を満たすことのできる金融機関とします。※１

- （１）当該利子補給金事業の遂行に必要な能力等を有していること。
- （２）当該利子補給金事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （３）国が当該利子補給金事業を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- （４）令和6年度中に当該利子補給金の対象となる新規融資計画があること。※２
- （５）経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- （６）当該利子補給金の利子補給対象金融機関として指定されていないこと。※３

※１ 「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会
農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行

※２ 利子補給金事業の要件は別紙参照のこと。

※３ 令和5年度までに指定された金融機関については、再度応募する必要はありません。

3. 応募に必要な書類

以下の資料又はこれに準じるもの（様式自由）をA4サイズで2部、7.の提出先まで電子メールにて御提出ください。

- （１）定款及び登記事項証明書
- （２）直近の事業報告書及び収支決算書（併せて財務が健全であることの説明紙）
- （３）当該利子補給事業の対象となる融資の対象設備または類似事業に対する融資実績
- （４）令和6年度に予定している当該利子補給事業の対象となる融資の概要
（融資予定企業の所在地、業種、融資予定事業の内容、融資予定額、融資予定時期）
- （５）事業の実施体制（補給金執行業務体制、与信判断・審査体制）
- （６）会計検査、政策評価への対応体制

4. 公募期間

令和6年2月26日（月）～令和6年3月26日（火）12時必着

* 利子補給対象金融機関の決定については、令和6年4月を予定

5. 審査

(1) 審査方法

審査は、原則として、応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①当該利子補給金事業の遂行に必要な能力等を十分に有しているか。
- ②当該利子補給金事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
- ③国が当該利子補給金事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有しているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された応募者については、資源エネルギー庁のホームページで公表するとともに、当該応募者に対してその旨を通知します。

6. その他

本利子補給金事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び本補助金交付要綱等の関係法令等に基づき行うものです。

7. 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

担当：黒岩、前田

E-mail : bz1-gas-yosan●meti. go. jp

※メール送信の際は、上記アドレスの●を半角の「@」に置き換えてください。

利子補給金事業の要件

(1) 利子補給金事業実施期間

交付決定日 ～令和7年3月31日

(2) 利子補給対象融資における対象設備及び要件

(対象設備)

① ガス事業者（三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。）に天然ガスを供給するために必要な設備

- i 天然ガス出荷基地設備
- ii 天然ガス輸送設備

② ガス事業者（三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。）が天然ガスを受け入れるために必要な設備

- i 天然ガス受入基地設備
- ii 天然ガス輸送設備

(要件)

一般の需要に応じて、以下のいずれかを満たすこと。

- ① 設備投資によって、100万m³以上の天然ガスの販売量の増加が見込まれる場合
- ② 分断された導管網を接続（相互接続）する場合
- ③ ガス事業者が供給するガス種を天然ガス（13A）に変更する場合

(3) 利子補給対象融資の条件

① 融資比率

対象事業の事業費に対する利子補給を行う融資の比率については、対象事業費の50%を上限とする。ただし、三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者は40%とする。

② 融資利率

固定金利

③ 償還期限

原則7年以上15年以内とする

④ 償還方法

6か月ごとの均等償還とする。ただし、4年以内の据置期間を認める。また、融資残額の一括又は一部繰り上げ償還することを妨げないものとする。

(4) 利子補給率

1／2以内